

河 第 7 0 号
平成30年5月31日
(河川課扱い)

各地域振興局建設部長 殿

土木部長



洪水時に河川管理者から市町村に河川情報を伝えるホットラインの本格運用について（通知）

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水のおそれがあると認められるときや災害の発生を警戒すべき水位に達したときに、河川管理者から関係市町村長へ水位等を通知する制度が既に運用されています。

国土交通省では、洪水時において、河川管理者から市町村長等に対して、河川の情報直接を伝達するホットラインを構築しており、本県でも、昨年よりホットラインを試行したところです。

については、本年出水期から県管理の水位周知河川等においてホットラインを本格運用しますので、その運用に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、関係市町村には、別添写しのとおり通知しております。

記

1 ホットラインの定義

市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者である鹿児島県から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を関係市町村幹部職員等へ電話等で伝える仕組みのことをいう。

2 ホットラインの運用

(1) 対象河川

ホットラインの対象河川は、県管理河川のうち、洪水予報河川、水位周知河川に指定している河川及びその他水防災意識社会再構築協議会で指定した河川とする。

- | | |
|---|--|
| ア | 洪水予報河川（２河川）
万之瀬川，加世田川（２河川） |
| イ | 水位周知河川（１７河川）
甲突川，新川，稻荷川，永田川，神之川，長松川，下谷口川，平佐川，米之津川，花渡川，中洲川，天降川，手籠川，郡田川，雄川，本城川，井川 |
| ウ | その他河川
水防災意識社会再構築協議会で，過去浸水実績や雨量水位等からホットラインを行う必要があると判断した河川 |

(2) 伝達時期

対象河川が氾濫危険水位（市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位）に達した次に示す時期とする。

なお，ホットラインは，１河川の１洪水につき１回行うことを基本とする。

- ア 洪水予報河川
氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の初回発表時
- イ 水位周知河川
氾濫危険情報の発表時
- ウ その他河川
それぞれの河川で定めた水位等に達した時

(3) 伝達者及び受達者

ホットラインにおける伝達者及び受達者は，次に示すとおりとする。

なお，運用開始時点における伝達者及び受達者の連絡先は別紙「ホットラインの受達者及び伝達者」に示すとおりとし，必要に応じて調整するものとする。

- ア 洪水予報河川
県河川課長から関係市防災担当幹部職員へ
- イ 水位周知河川
各地域振興局建設部長から関係市町防災担当幹部職員へ
- ウ その他河川
各地域振興局建設部長等から関係市町村防災担当幹部職員へ

(4) 伝達内容

ホットラインによる情報提供は，市町村長に対して避難勧告等の発令を直接促す手段としての助言等とは異なり，市町村長の避難勧告等の発令の判断の支援のための情報提供であることから，伝達内容は，次に示す客観的，技術的な情報とする。

- ア 洪水予報河川
洪水予測の結果をもとにした今後の見通し

- イ 水位周知河川
水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した旨
- ウ その他河川
それぞれの河川で定めた事項

- (例1) ○○川の○○観測所で氾濫危険水位に到達する見込み
- (例2) ○○川の○○観測所で氾濫危険水位に到達した
- (例3) ○○川の○○地点で護岸下、約○.○mまで、水位が上昇しているため越水・溢水の見込み

3 ホットラインの実効性を高める取組

限られた時間の中で、電話等によりの確・確実に河川の状況を伝達するため、沿川の危険箇所や河川特性の情報等について、平常時よりあらかじめ共有しておくとともに、ホットラインにより伝達する情報の内容の調整と確認、情報伝達訓練を行うことが望ましい。

さらに、切迫した環境の中で、重要な情報の伝達を行うためには、互いの信頼関係が重要であることから、伝達者と受達者とが直接面会し、コミュニケーションを積み重ねる信頼関係を構築しておくことが望ましい。

4 留意事項

「その他河川」については、過去の浸水実績や雨量水位等、河川の実情に応じて、各協議会毎にホットラインの伝達事項等を協議した上で、実施することとする。

問合せ先
鹿児島県土木部河川課管理係 崎野・山本
電話 099-286-3590
電子メール mizukan@pref.kagoshima.lg.jp

ホットラインの伝達時期及び伝達事項

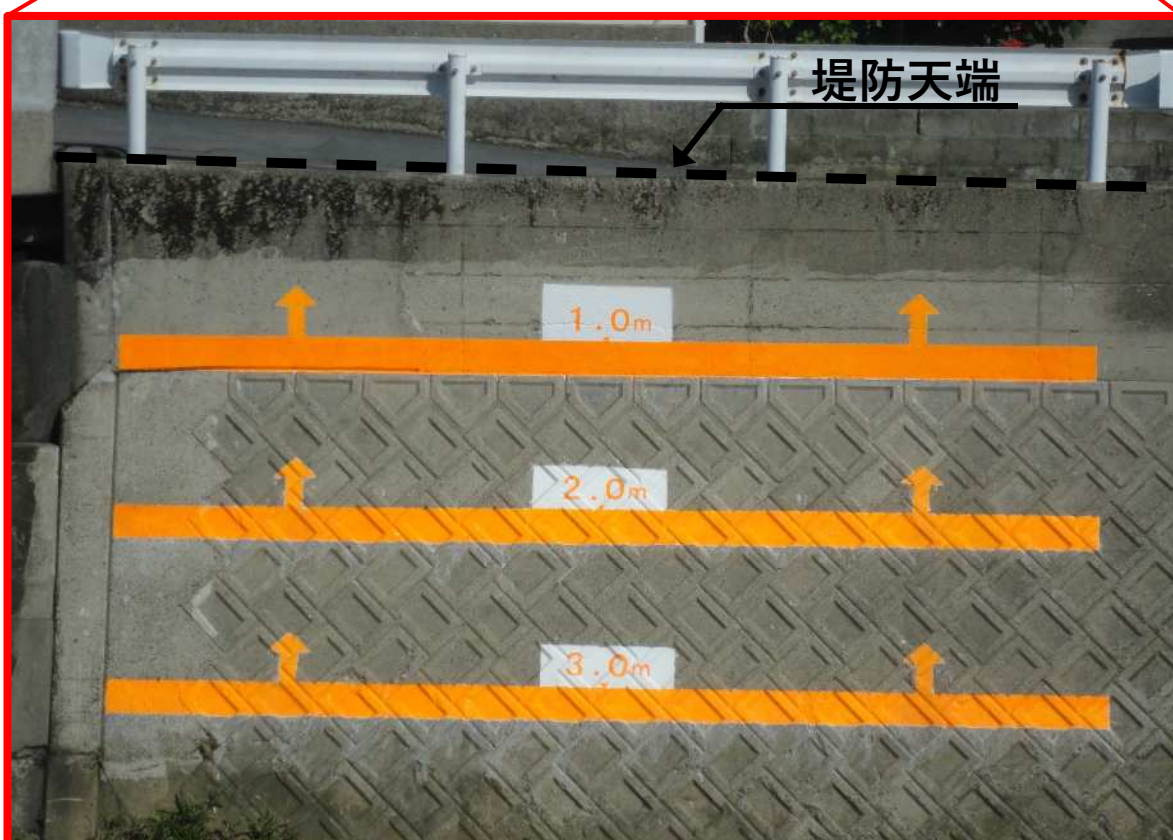
対象河川名	伝達時期	伝達事項	備考
大瀬川	大瀬川の第3大瀬橋で直下流堤防天端より1.0mに到達したとき。	大瀬川の第3大瀬橋で直下流堤防天端より1.0mまで水位が上昇した。	<ul style="list-style-type: none"> ・水位計がないため現地で確認を図る必要がある。 ・平成30年12月に簡易水位標識を設置した。

ホットラインの受達者及び伝達者

対象河川名	受達者（市町村）	伝達者（鹿児島県）
大瀬川	徳之島町建設課長	徳之島事務所建設課長

※平成30年6月18日構築

二級河川 大瀬川（徳之島町亀津） 第3大瀬橋直下流の簡易水位標識



平成30年12月設置